

このFAXは、以前弊社に無料冊子・無料相談のお申込みを頂いた方にのみ送信しております。万一、FAX不要の場合は、お手数ですが、

FAX:06-6262-2257 または mail:info@amcp.biz に、貴院名及び「FAX不要」と記載してご連絡頂きますようお願い申し上げます。

AMCP レポート

臨時増刊号

平成 20 年 3 月までに、全ての医療法人は定款変更の認可申請が必要です！

平成 19 年(今年)の 4 月から「改正医療法」が施行されているのは皆さんご存知と思います。そして、それに伴って全医療法人(既存の医療法人)は**平成 20 年 3 月までに「定款変更」の認可申請**をしなければいけません。

これは、医療法改正により設立準拠法が民法から医療法になったことによるもので、医療法が変わったのでそれに基づく医療法人の定款を変更せざるを得なくなったということです。従って、すべての医療法人が定款変更をする義務を負います。

もう、お手続きされましたでしょうか？若しくは、何の事がよく分からず、そのままにされていませんか？

※定款変更の主な内容

・・・事業報告書等の作成、監事の監査報告書の作成、監事の職務、社員総会・理事会に関する規定、公告 等

また、19 年 4 月 1 日以降に開始する会計期間から、「**監事監査報告書**」の作成が義務付けられました。

監事は医療法人の監査を行ない決算終了後 3 ヶ月以内に監事監査報告書を理事長へ提出します。提出期限は会計期間終了後3月以内となっており、税務申告期限(2 月以内)以上の期限となっております。

更に、平成 20 年 3 月決算より、決算届の公開閲覧が始まります(適用開始は平成 20 年 3 月決算期以降)。財産目録、貸借対照表、損益計算書のほか、「**事業報告書**」を決算後 2 ヶ月以内に作成することとなりました。これらの書類を都道府県に届け出た後、所轄行政で決算書類の一般閲覧が可能となります。

以上、今回の改正内容のほんの一部ですが、「知らない」では済まされないことばかりです。対策がまだであるという方は、早期に専門家に相談しましょう！

「**定款変更の認可申請**」手続 及び 「**改正医療法**」対応の「**法人運営**」のご相談は・・・

無料「**クリニック経営(出張)相談**」お申込書

FAX : 06-6262-2257 (24 時間受付)

貴院名				
ご住所				
TEL	/FAX			
※下記の中から相談内容をお選びください(申込受付順にて、追って当社よりご連絡申し上げます)				
<input type="checkbox"/> 増収増患	<input type="checkbox"/> 決算対策	<input type="checkbox"/> 法人運営	<input type="checkbox"/> 人事労務	<input type="checkbox"/> 財務改善
<input type="checkbox"/> 資産運用	<input type="checkbox"/> 医業承継	<input type="checkbox"/> 事業展開	その他()	

クリニック経営のトータルアドバイザー

AMCP

AQUA
Management
Consulting
Partners

〒541-0054大阪市中央区南本町2-4-10

Tel:06-6262-2256. Fax:06-6262-2257

<http://www.amcp.biz>

info@amcp.biz